

■学位論文内容要旨

「スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修」 の効果的実践に関する検証

——文部科学省『スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』の分析より——

早川 真理 (2020年度修了)

1 問題の所在

2008年、文部科学省は「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始した。12年を経過した現在、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWerと記す。）は全国的に導入が進んでいる。しかし、ここに筆者は問題点を2つ見いだしている。

1点目はSSWerの採用に際し、各自治体の実情に応じて、社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉の専門家以外の他職種からも選任できるよう任用要件に含みを持たせたことである。結果、さまざまな教育歴・職歴を持つSSWerが採用され、スクールソーシャルワーク実践の認識とスキルに差が生ずることにつながった。2点目は「SSWer活用事業」実施自治体では研修の開催やスーパーバイザー（以下、SVerと記す。）を配置するなど、スクールソーシャルワーク実践の質の担保を図ろうとしているが効果をあげていないことである。

さまざまな学問的基盤と経験を持ったSSWerが行う実践の質を担保するには、社会福祉の価値に根ざしたSVを受ける機会の保障とSSWerの教育歴・職歴を踏まえた研修の実施が必要である。

2 研究の目的

本研究では、「SSWer活用事業」における「SSWerの資質向上に資する研修体制」の研修の現状分析を行い、「SSWerの資質向上に向けた研修」に必要な研修要素の検討を行い、効果的な研修の実施に貢献できる研修企画

案を示すことを目的とする。

3 研究の概要

Ⅱの「日本におけるスクールソーシャルワーク」では、日本におけるスクールソーシャルワークの歴史を整理した。「長欠児」・「不就学児」への対策として、1950年に高知県で配置された福祉教員をはじめとして、その時代の社会情勢を反映して生じる問題を解決するために、各地で子どもへの支援が行われていたことが確認できた。それらの活動が2008年の文部科学省による「スクールソーシャルワーカー活用事業」の開始へとつながっていったのである。

Ⅲの「文部科学省『スクールソーシャルワーカー活用事業』の概要」では、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（第1回）配布資料「SSWer活用事業」と『SSWer活用事業実践活動事例集』平成21年度～平成29年度版を用いて、「SSWer活用事業」の趣旨、職務内容とそれを担う人材についてまとめた。その結果、SSWerは、ソーシャルワークの専門性である「価値」「知識」「技術」に則った「スクールソーシャルワーク実践」を行うことを求められているにもかかわらず、さまざまな教育歴・職歴、経験を持ったSSWerが採用されていることが明らかになった。趣旨には、「スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いが見られること、児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることなどから、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置する」（文部科学省2018a）と明記されている。これは、文部科学

省は最初から、さまざまな学問的基盤を持ち、職業経験も多様な人材がSSWerとして活動することを織り込んでいたことを表している。

Ⅳの「『SSWer活用事業』における『SSWerの資質の向上に向けた研修体制』」では、Ⅱ、Ⅲを踏まえた上で、『平成29年度SSWer活用事業実践活動事例集』を対象とし、以下の3点のことを行った。

(1) 研修対象者と研修開催回数、研修内容との関連性

研修対象者はSSWerに限られている訳ではなく、SSWer活用事業担当者をはじめ、教員、SC、SVer、関係部署・関係機関職員、教育相談関係者等多職種であった。対象者によって、研修内容に特徴がみられた。研修開催回数は年1回から毎週1回まで回数の幅があった。研修回数が多いと研修内容が充実している訳ではなく、事例検討の回数が増えていた。

(2) 研修内容の分析及び、問題点の抽出

全自治体を集計した内容を見ると、研修内容は必要な事柄が網羅されているように見えるが、個々の自治体の研修内容を見ると、自治体の実状に合わせて1つから数個の内容で研修を実施しているのが実態であった。

(3) 現状の研修内容と一般社団法人日本ソーシャルワーク教育養成校協会が「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」の教育内容として示している「教育科目群の教育内容」と「スクールソーシャルワーク専門教育科目群の教育内容」の「スクールソーシャルワーク論」の内容との比較検証及び、問題点の抽出

現状の研修内容では、スクールソーシャルワークの実践モデルが入っていないことが明らかになった。

Ⅴの「『SSWerの資質向上に向けた研修』の研修企画案」では、Ⅳの結果を基に、研修体制(図1)と研修プログラム案(表1)を示した。研修体制では集合研修で、「価値」を基本理念に、スクールソーシャルワーク実践の基盤となる「知識・技術」と「SSW活用事業」につ

いて学び、事例検討と個別SVで、実践を通して、知識・技術を深め、SSWerの資質の向上を目指す。

研修プログラムは、Ⅳで検証した内容を基に、ソーシャルワークの専門性である「価値」「知識」を加味し、SSWerとして押さえておくべき内容で構成した。

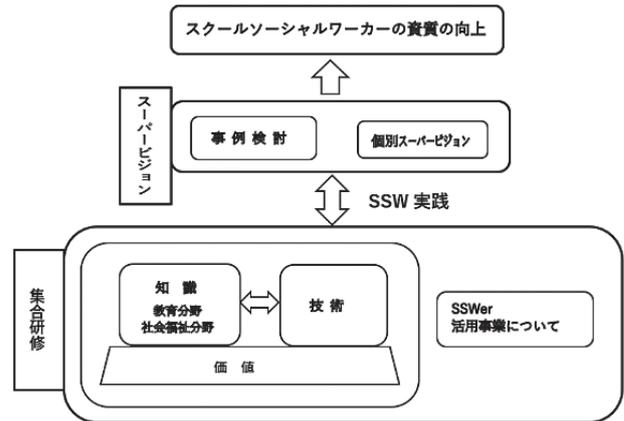


図1 SSWerの資質向上に向けた研修体制
筆者作成

表1 「SSWerの資質向上に向けた研修」の研修プログラム

内容	新任~2年の経験			3年以上の経験		
	社会福祉士 候補者	社会福祉士 経験者	その他	社会福祉士 候補者	社会福祉士 経験者	その他
①SSWの価値・倫理(SWの定義、倫理綱領、児童の権利に関する条約)	選択	必須	必須	選択	選択	選択
②SSWの基礎理論(システム理論、ジェネラリスト・ソーシャルワーカー)	選択	必須	必須	選択	選択	選択
③SSWの目的と役割	必須	必須	必須	選択	選択	選択
④SSWの実践モデル(生態学的視点、ストレングスの視点、エンパワメントの視点)	必須	必須	必須	選択	選択	選択
⑤子どもの事象(不登校、いじめ、児童虐待、子どもの貧困、非行等)	必須	選択	必須	選択	選択	選択
⑥特別ニーズのある子ども(発達障がい、外国にルーツのある子ども、LGBT等)	必須	選択	必須	選択	選択	選択
⑦学校理解(学校組織、学校教育、生徒指導、教育相談等)	必須	選択	必須	選択	選択	選択
⑧法・制度(学校教育法、児童福祉法、児童福祉制度等)	必須	必須	必須	選択	選択	選択
⑨SSWの実践課程(アセスメント、マッピング技法、ケース会議、評価)	必須	必須	必須	選択	選択	選択
⑩包括的支援と方法(ミクロ・メゾ・マクロの包括的アセスメントと支援方法)	必須	必須	必須	選択	選択	選択
⑪協働支援の観点と技術(他職種連携、関係機関との連携、関係機関の業務、要保護児童対策地域協議会等)	必須	必須	必須	選択	選択	選択
SSWer活用事業 ⑫SSWer活用事業の目的とSSWerの業務	必須	必須	必須	必須	必須	必須

出所：筆者作成

4 今後の課題

本研究では、研修の現状を分析し、「SSWerの資質向上に向けた研修」の効果的実施の検証を行った。その結果、集合研修による学びと事例検討・個別SVにおける学びの両輪でSSWerの資質向上を図ることが効果的であることが明らかになった。研修プログラムのみならず、SVerも重要な役割を担うことから、スクールソーシャルワーク・スーパービジョンの研究が、今後の課題となる。